

通達リ 27 第 3 号  
平成 27 年 10 月 1 日

大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学  
競争的資金等の取扱いに関する不正防止計画

防止計画推進部署  
(リスク管理部扱い)

大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学は、平成 26 年 2 月 18 日改正 文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえて公的研究費の適正な運営・管理を行うため、以下のとおり不正防止計画を策定する。なお、本計画は当面取り組むべき内容を掲載したものであり、今後必要な見直しを随時行い、公的研究費の適正な執行の推進を図るものとする。

### 1 対象とする競争的資金等

この不正防止計画において対象となる「競争的資金等」とは、文部科学省及び他の省庁等が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金とする。

### 2 競争的資金等の取扱いに関する不正防止に関する取組み方針

競争的資金等は、研究者個人への補助の性格を有するものであるが、その原資が国民の貴重な税金で賄われているため、補助金の管理は研究機関の責任において行うことが求められている。競争的資金等の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発するという要因を除去し、抑制機能のある構築を図らなければならない。

### 3 不正防止計画の推進

不正防止計画の具体的な取り組みについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨を鑑み次の事項を重点事項として定める。

#### ① 機関内の責任体系の明確化

競争的資金の管理に係る機関内での責任者の責任の範囲、権限の明確化

#### ② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

機関内のルールの明確化・統一化、職務権限の明確化、公正で効率的な研究遂行のための研究者及び事務職員の意識向上、告発等の取扱い、懲戒の明確な規定と透明な運用

#### ③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止策の策定・実施

機関内での不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び計画の責任ある実施、防止計画推進部署の設置

#### ④ 研究費の適正な運営・管理活動

予算執行のチェック体制の構築、業者との癒着防止、事務部門による発注・検収作業の実施、不正防止計画を踏まえた具体的な不正抑止策

#### ⑤ 情報発信・共有化の推進

機関における不正への取組に関する基本方針を内外に積極的に情報発信することにより、機関間、担当者間等における情報共有

## ⑥ モニタリングの在り方

実効性のあるモニタリング体制及び方法、機関全体の視点からモニタリング、リスクアプローチ監査の実施、監査制度の整備

### 4 管理体制

#### (1) 内部監査体制

内部監査部門は、全学的な視点から監査制度を整備し、競争的資金に係る日常業務やモニタリング調査の体制や関連するルール等の妥当性の検証等を行う。

#### (2) 相談窓口の設置

本学における競争的資金等に係る事務手続き及びこの使用に関する学内外からの相談及び申請等に関する窓口を教育研究支援部に設置し、効率的な研究遂行のための適切な支援を行う。

#### (3) 通報（告発）窓口の設置

本学に競争的資金等の不正に関する通報・告発を受け付ける窓口をおき、リスク管理部及び学外の弁護士事務所とする。

#### (4) 調査委員会の設置

不正使用等の通報事案について調査する必要がある場合には、調査委員会を設置し、調査を実施する。

### 5 ガイドラインが示す研究費不正発生要因への対応

不正の発生する要因	想定されるリスク	防止計画
ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）	ルールが形骸化し、ルールを逸脱した処理が行われるリスク	研究費の使用ルールについてマニュアルを作成し、ルールに従い執行する
決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確	執行ルールに対する周知不足や認識不足により、ルールを逸脱した処理が行われるリスク	現状の確認を行い、必要に応じて、規程やルールを見直し、責任の所在が明確な運用を行う
予算執行の特定の時期への偏り	計画的な研究費の執行できず、年度末に予算執行が集中し、ルールを逸脱した処理が行われるリスク	必要に応じて繰越し制度や調整金制度を活用しつつ、研究費が計画的に執行されるよう適切な執行管理を行う
業者に対する未払い問題の発生	研究者による納品書・請求書等の紛失、または提出の遅延によるリスク	発注の段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする
競争的資金が集中している部局・研究室	研究費混同使用のリスク	研究費の使用目的を明確にモニタリングして不適切な処理がないことをチェックする
取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）	研究者発注の権限が広い場合、業者選定の過程等を確認することが難しく、特定の業者と不適正な取引等を行うリスク	担当部局にて定期的実施するモニタリングにおいて取引の内容をチェックする

<p>同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り</p>	<p>業者との結託により、架空の発注や預け金等の不正が発生するリスク</p>	<p>特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて取引状況の確認を行う。また発注に偏りがある場合にはヒアリング実施により、合理的な理由の確認を行う。業者に対しては必要に応じ誓約書の提出を求める</p>
<p>データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分</p>	<p>保守・点検等は検収が不十分であると、架空発注等の不正な取引に利用されるリスク</p>	<p>特殊な役務に関する検収に関しては、サービス明細書や納入証明書をもって検収し、機器の保守点検に際しては、検収担当者が立ち会い、現場確認する</p>
<p>検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底)</p>	<p>業者から研究者への便宜供与(架空請求・預け金)が行われるリスク</p>	<p>検収業務は備品、消耗品関係なく、すべて担当部局により実施するとともに、事後抽出による現物確認を行う</p>
<p>業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用</p>	<p>預け金等を行ったり、目的外使用に充当するための経費捻出に使われるリスク</p>	<p>納品物品へのマーキングや抜き打ち検査など、担当部局で徹底して行う</p>
<p>非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ</p>	<p>管理が書類上でしか行われておらず、研究者以外の実施確認が行われないと、実態のない雇用が発生するリスク</p>	<p>担当部局が出勤簿により出勤状況を確認するとともに、必要に応じて本人から勤務状況の確認を行う</p>
<p>出張の事実確認等が行える手続きが不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など)</p>	<p>出張事実の確認不足による出張旅費の水増しや架空請求(カラ出張)が行われるリスク</p>	<p>出張報告書の提出を義務付け、出張届や航空券・宿泊証明書等の証拠書類との照合を徹底する。必要に応じて用務先・面談者への照会や出張の事実確認を行う</p>
<p>個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など)</p>	<p>さまざまな不正が潜在化するリスク</p>	<p>定期的に研究倫理教育を行い、不正防止につとめるとともに、研究費の執行に、必ず担当部局が関わることにより、牽制効果を発揮する。相談、通報窓口を設ける</p>